

● 災害時における物流計画の概要

◆ 目的

- 「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、大量の支援物資を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等のノウハウ、荷役機械、資器材などを有する民間物流事業者と連携した、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

◆ 県の役割

- 支援物資の保管・仕分け・積み降ろし等を行う県物資集積拠点の開設
- 市町村から要請された物資の国・他自治体・企業等の支援機関からの受入れ・調達
- 支援物資の市町村物資拠点への搬入
 - ※支援機関から市町村物資拠点へ直接輸送が可能な場合や医薬品等の緊急物資については除く
- 深刻な被災状況のため支援要請がない市町村へのプッシュ型供給の実施

◆ 本計画の対象業務

- 県物資集積拠点及び輸送手段の確保と運用
 - ・営業倉庫等の確保による県物資集積拠点の開設及び配車計画の策定など
- 物資調整及び拠点内業務
 - ・市町村の需要把握と供給の確保、需給調整、支援計画の策定、物資調整に関する情報管理
 - ・拠点における物資の円滑な受入れ、搬出及び在庫管理

◆ 組織体制

- 県災害対策本部内に「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。
- 物資支援班は、①「運営」、②「拠点」、③「物資調整」、④「輸送」、⑤「拠点内業務」の5グループで構成し、全てのグループに物流事業者が参画する。

県、県倉庫協会及び（社）県トラック協会との三者協定の締結による組織体制の確立

